

## 市営住宅・改良住宅の入居者募集 (指定入居日4月1日)

募集住宅名・号数・間取り＝

- ① 2人以上の世帯向け住宅(単身者不可)
  - ・片桐東団地F棟301号(3階・3LDK)
  - ・西田中町地区小集落改良住宅20号(2階建・3LDK)
  - ・西田中町地区小規模改良住宅B-50号(2階建・3LDK)
- ② 単身者も応募可能な住宅(※他に要件あり)
  - ・片桐東団地B棟102号(1階・2LDK)
  - ・片桐東団地F棟102号(1階・2LDK)、103号(1階2LDK★)
  - ・片桐東団地G棟103号(1階・2LDK★)

※単身者の応募要件等の詳細は入居申込案内をご覧ください。

※★印の住戸は、体の不自由な人向けで、一般的な住戸より段差が少なくなっております。詳しい入居要件は入居申込案内をご覧ください。

**家賃・敷金**＝家賃は、住宅の大きさや入居者の収入などによって、金額が異なります

敷金は入居時家賃の3カ月分です

**設備特記事項**＝浴槽・給湯器は設置済です

照明器具、ガスコンロ等の設置・維持管理は自己負担となります

**入居申込案内書の配布及び申込受付期間**＝2月1日(火)～15日(火)8時30分～17時15分(土・日曜、祝日は除く)

**受付場所**＝住宅課(市役所3階302番窓口)

※郵便での申込は受け付けません。※申し込みは1世帯1戸に限ります。※今回募集する全ての住宅に給湯器・浴槽が設置されています。※申込時、印鑑(判子)が必要です。

**申込資格**＝(①～⑤全て該当する人のみ)

- ① 夫婦(指定入居日から3カ月以内に婚姻予定者を含む)・親子を主体とした家族。両親の片方とだけ同居するなど、世帯を不自然に分割した申し込みはできません。ただし、60歳以上の人や身体障害者手帳の交付を受けている人など、単身で申し込むことが可能な場合もあります。詳細は下記へ問い合わせてください。
  - ② 市内に住んでいる(外国人は外国人登録済みの人)または、市内で働いている人で、住宅に困っている人(例外あり)。
  - ③ 基準収入(月額)が15万8千円以下であること(例外あり)。
  - ④ 入居予定者または入居予定者と現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
  - ⑤ 本市住宅条例等に違反したことがないこと。
- ※詳しくは、「入居申込案内」をご覧ください。  
※公開抽選は、2月18日(金)10時から市役所4階404会議室で行い、結果を当日中に住宅課前に掲示します。落選された人への結果の通知は行いません。

**詳細・問合せ**＝住宅課(内線643・644)

## ■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



不用品だけを買取る  
約束だったのに..!

大和郡山市消費者センター  
☎ 53-1583 (直通)  
相談受付 月～金曜日  
9時～16時

### 【事例】

「要らなくなった靴や洋服を買い取ります」と不用品の買取業者から電話があり、家に来ることを了承した。しかし、訪れた担当者は靴や洋服に目もくれず「指輪やネックレスはないのか」と貴金属を出すよう何度も要求してきた。早く帰ってほしいので、仕方なく安価で売ってしまった。

(70歳代 女性)

「断捨離」や「終活」などで不用品の処分を考えているという話をよく聞きます。事例のように、当初は「靴や洋服」と言いながら、最終的に「貴金属」を要求してくるケースはめずらしくありません。なかには「威圧的な態度で要求され怖い思いをした」という相談も寄せられます。法律では消費者が買取りを承諾した物品以外のものを勧誘してはいけないことになっています。また購入業者が突然、消費者の自宅を訪問することも禁止されています。事前に電話などで訪問の承諾を得ることや、買取りする物品の種類を確認することが定められています。また買取りを断ったにもかかわらず、勧誘を続けることも禁止されています。

訪問購入はクーリング・オフができます。しかし、契約と同時に物品を引き渡してしまうと、購入業者がすぐに第三者に売却してしまった場合、クーリング・オフをしても、返還されることが考えられます。そのため、消費者はクーリング・オフ期間である8日間は購入業者に対して、物品の引き渡しを拒むことができます。本当に買い取ってもらう必要があるのかを冷静に考えるためにも、契約後すぐに物品を引き渡さず、手元に置いておくことができることも知っておきましょう。